# 業　務　仕　様　書
## ボートレースチケットショップオラレ田布施警備業務委託

この仕様書において、周南市は「発注者」といい、警備会社を「受注者」という。

**１．件　　名**

ボートレースチケットショップオラレ田布施警備業務委託

**２．履行場所**

山口県熊毛郡田布施町大字麻郷 3925-31 他

**３．業務目的**

ボートレースチケットショップオラレ田布施（以下「オラレ田布施」という。）の秩序維持及び顧客サービスの向上を図り、円滑な施設運営に寄与することを目的とする。

**４．履行期間**

令和７年１２月１日から令和１０年１１月３０日まで

**５．業務範囲**

オラレ田布施の館内、駐車場の警備及び周辺道路の簡易清掃

**６．業務内容**

（１）施設及び付帯施設の秩序を維持し、かつ顧客の安全を確保するために警備員は警備委員（警備本部）と連携し、警備業務の補助を行う。

①不正入場者並びに反社会的勢力関係者（暴力団員等)、ノミ行為者等の取締りと発見及び排除

②スリ、暴力、たかり等不良、不法行為の取締りと発見及び排除

③施設諸設備に対する加害、損壊行為の防止

④危険行為の取締りと発見及び制止

⑤駐車場での車両の交通誘導、歩行者の安全確保等

⑥火災その他災害の予防発見及び通報連絡

⑦周辺道路での車両の交通誘導、歩行者の安全確保等

（２）マークカード記入の指導、鉛筆の点検・回収・再利用・準備・補充（マークカード置場の整理整頓補助）

（３）投票機器及び自動発払機器等の操作指導の補助並びに投票機器に係る消耗品補充の補助

（４）出走表の配布等に係る管理（配布数による来場者数の把握）

（５）広告物の設置及び撤去

（６）来場者の受付業務

（７）施設内、駐車場及び周辺道路の簡易清掃

（８）施設及び付帯施設における施錠管理

（９）現金輸送車の警備補助

(10) 急病人、負傷者の救護、迷子の保護

(11) その他発注者が必要と認めた事項

**７．警備実施要領**

（１）資格及び人員配置

①警備業法第４条に基づく公安委員会の認定を受けていること。

②警備業法第１８条で定める配置基準により、雑踏警備業務検定者を配置できること。

③災害発生時やトラブル発生時に迅速な対応ができること。

④原則として警備にあたる人員及び配置場所は別表及び別図のとおりとする。ただし、状況により人員の増減、配置場所の変更を行うことができるものとする。
⑤顧客サービスの側面から、男女雇用機会均等に配慮すること。
⑥警備員の名簿を発注者に提出し、その登録された隊員の中から配置すること。
⑦警備員の服装及び装具は、次の各号に規定するもの及び発注者が貸与する携帯無線機を装備すること。
(ｱ)　服装　制服、制帽又はヘルメット
(ｲ)　装具　警笛、帯皮

（２）権限及び義務
①業務遂行に当たって警備上必要な権限は、発注者が付与するものとする。
②受注者は、業務遂行に当たっては、職務中知り得た機密事項の一切を他に漏洩しない義務を負うものとする。

（３）業務日数
業務日数は、別表のとおりとする。ただし、事情により日数を増減する場合がある。

（４）業務時間
①業務時間は、７時１５分から２１時４５分までとする。（１時間の休憩を含む）
②前号の規定に関わらず、発注者が必要と認めるときは、業務時間の延長又は人員の増減をすることができるものとする。
その際の時間単価、時間外単価は、次のとおり算出する。
１時間当たりの単価
「１人当たりの日額（基本単価）÷８時間（少数点以下切り捨て)」
時間外単価
休憩時間を除き８時間を超える時間については、
「１人当たりの日額（基本単価）÷８時間（少数点以下切り捨て)」×１．２５（少数点以下切り捨て）

## ８．損害賠償

受注者は警備実施中に受注者の過失により、発注者及びオラレ田布施利用者に損害を与えた場合、その全てについて受注者が損害賠償責任を負わなければならない。ただし、天災地変等その他不可抗力による場合は免責とする。

## ９．提出書類等

受注者は警備業務履行にあたり、警備業法第１９条及び警備業法施行規則第３３条に規定する書類を発注者へ提出することとする。

（１）業務計画書
警備業務履行前に発注者と協議のうえ作成し、次の事項を記載すること。
①本警備委託の履行に関して業務を統括する業務責任者名及び警備体制などがわかる緊急連絡系統図
②その他発注者が指定した事項

（２）警備業務に従事する警備員の名簿

（３）業務報告
①警備業務終了後、警備実施状況を発注者に書面にて報告するものとする。
②各月の警備業務の提供が完了したときは、月次報告を翌月の７日までに提出するものとする。

③事故発生時は、速やかに発注者に口頭で報告するとともに、後刻、書面をもって報告するものとする。

**10．鍵の預託**

警備上必要な近接非接触キー等を預託するものとし、善良な注意をもって管理を行うものとする。なお、履行期間終了後については、速やかに返却を行うものとする。

**11．支払方法**

委託料は１人当たりの日額（基本単価）とし、発注者はその月の業務終了後に受注者から提出される上記９－（３）－②の報告書を確認し、事実に相違ないと認めたときは、速やかに受注者に対し請求のあった委託料を支払うものとする。

**12．再委託の禁止**

受注者は本契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は警備業務の処理を第三者に委託してはならない。ただし、発注者が特に必要と認める場合はこの限りでない。

**13．契約解除**

（１）発注者は、当該契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削減が合った場合には、本契約を解除することができる。

（２）前項の契約解除により、受注者に損害が生じた場合であっても、受注者は発注者に対し、その損害の賠償を請求することができないものとする。

（３）受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

①正当な理由なく契約を履行しないとき。

②契約の締結又は履行につき不正行為があったとき。

③契約の履行にあたり、発注者の指示に従わなかったとき又は、その職務を妨害したとき。

④履行期間内に委託業務を完了する見込みがないとき。

**14．その他**

（１）本仕様書に定めのない事項及び業務の実施にあたり疑義を生じた場合は、発注者と受注者双方協議により、これを定める。
ただし、現場の状況に応じ、緊急必要と認められるものについては、臨機応変に対応するものとする。

（２）本業務における契約は、周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成１７年周南市条例第１０号）第２条第１号に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降の履行期間において、各年度における長期継続契約の予算の範囲内で契約を継続するものである。

以上

別紙

# オラレ田布施警備に係る人員及び日数

（人員）

| 配置場所 | 配置時間及び人員数 | | |
|---|---|---|---|
| ①館内<br>②駐車場<br>③館内外巡回（簡易清掃含む） | ７：１５～２１：４５<br>（１４時間３０分） | | |
| 種別 | 配置 | 交代 | 合計 |
| 雑踏警備 | ３人役 | １人役 | ４人役 |

（業務日数）

| 年　度 | 日　数 |
|---|---|
| 令和７年１２月１日～令和８年３月３１日 | １２１ |
| 令和８年４月１日～令和９年３月３１日 | ３６０ |
| 令和９年４月１日～令和１０年３月３１日 | ３６１ |
| 令和１０年４月１日～令和１０年１１月３０日 | ２４１ |

※業務日数は予定です。

# ボートレースチケットショップオラレ田布施　警備配置図（No.1）

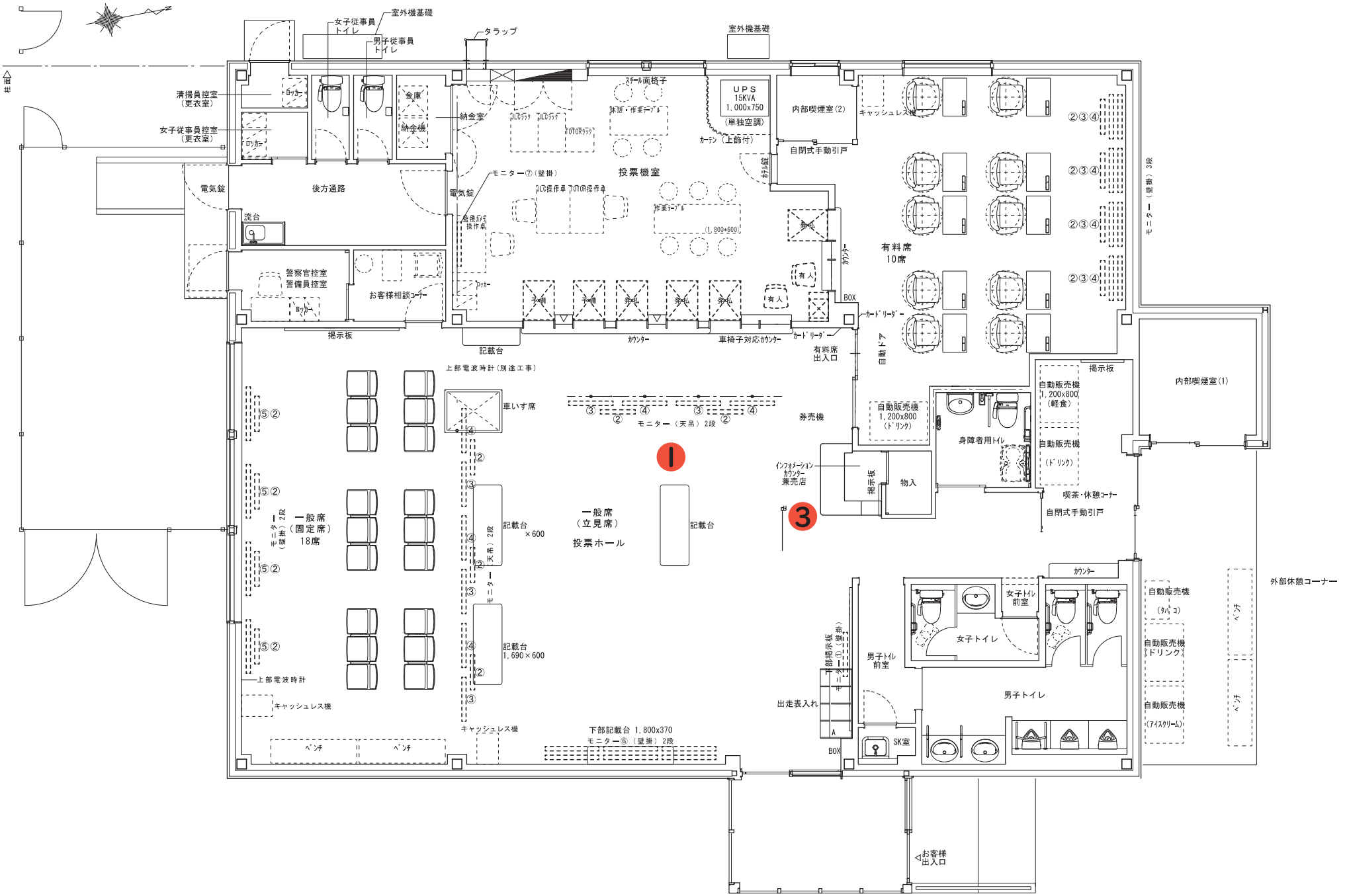
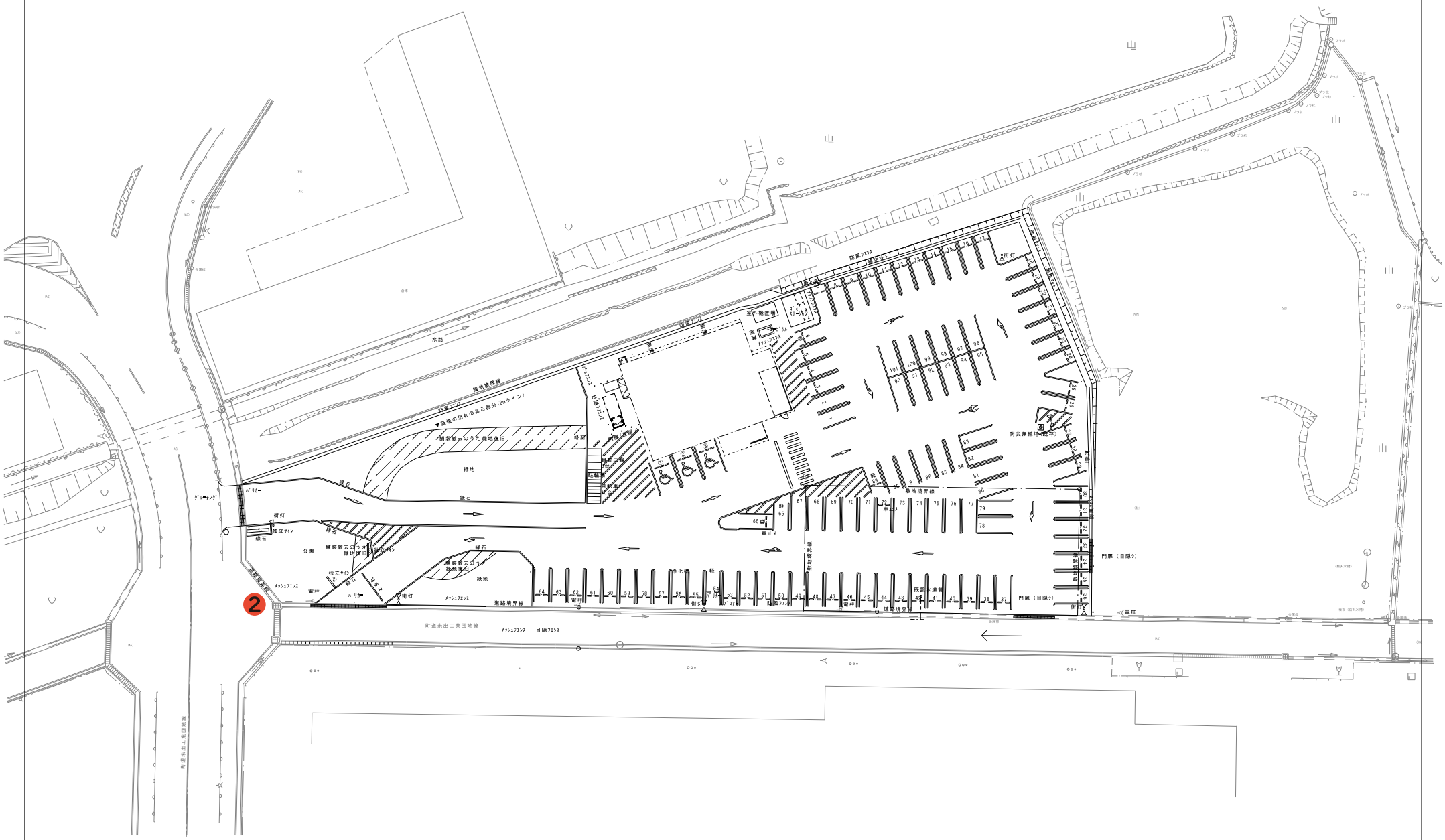
# ボートレースチケットショップオラレ田布施　警備配置図（No.2）